

施設内感染等対策専門員募集要項（会計年度任用職員）

項 目	内 容
職名及び募集人数	施設内感染等対策専門員 15名
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	都内医療機関、高齢者施設等
職務内容	医療機関及び高齢者施設等の感染拡大を防止し、早期にその機能を回復させるために必要な次の業務（疫学調査の実施、感染管理・拡大防止、施設機能維持にかかる指導・助言等） ・初期評価：感染拡大リスク、当該施設の対応力等 ・感染管理・拡大防止：ゾーニング、感染経路別予防策指導 ・施設の機能維持：ロジスティクス その他支援に必要な業務等
求められる資格・能力	・看護師、臨床工学技士又は救急救命士（消防吏員として救急業務に従事した経験がある者に限る。）の資格を有し、感染症対策又は災害医療に関する豊富な知識と経験を有する者
勤務時間	派遣の必要性が生じる都度（月16日以内） ※1日7時間45分以内、月124時間以内
休憩時間	1日6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間付与
休暇	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇を付与
報酬	（時間額）1,870円 ※ 派遣対象施設までの旅費実費を別途支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 1日の勤務時間が7時間45分を超える場合は、超過している時間に対して超過勤務手当（時間額×1.25倍）を別途支給（都の別の会計年度任用職員に任用されている場合は、同一日のそれぞれの勤務時間の合計が7時間45分を超える場合も支給対象となります。） ※ 支給日は、原則勤務月の翌月15日

<p>応募方法等</p>	<p>「会計年度任用職員申込書（写真を貼付）」及び「免許証」（写し）を募集期限までに下記申込先宛てに、郵送又は持参してください。</p> <p>※応募書類の到達確認のお問合わせには対応できません。郵送事故に関しても一切責任を負いません。</p> <p>※持参の場合は、土日・祝日を除く9時から16時まで。</p> <p>※応募書類は選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。</p>
<p>募集期限</p>	<p>令和7年2月7日（金曜日）16時必着</p>
<p>選考方法</p>	<p>書類選考</p>
<p>選考実施日程</p>	<p>選考結果については、令和7年2月下旬に本人宛て郵送もしくはメールにより通知します。また、選考経過及び結果に関する問合わせには、一切応じません。</p>
<p>問合せ・申込先</p>	<p>〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都 保健医療局 感染症対策部 東京感染症対策センター担当 電話：03-5320-4307（直通）</p>

○上記勤務条件等については、制度改正に伴い変更となる場合があります。